

神奈川県議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(開票)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	<p>(開票)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>(公述人の代理出席等の制限)</p> <p>第104条 公述人は、代理人を出席させ又は意見を<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により提出することができない。ただし、委員会が許可した場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(公述人の代理出席等の制限)</p> <p>第104条 公述人は、代理人を出席させ又は意見を<u>文書で提出することができない。ただし、委員会が許可した場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(請願書の提出)</p> <p>第107条 <u>請願書は、邦文（点字によるものを含む。）を用い、請願の要旨、提出年月日並びに請願者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）を記載し、議員の紹介により議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(請願書の提出)</p> <p>第107条 <u>請願書は、邦文（点字によるものを含む。）を用い、請願の要旨、提出年月日及び請願者の住所（法人は、その所在地）を記載し、署名（法人は、その名称の記載及び代表者の署名）又は記名押印の上、議員の紹介により議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(資格決定の要求及び付託)</p> <p>第118条 議員の被選挙権の有無又は議員が法第92条の2の規定に該当するかどうかにつき、その決定を議会に要求しようとする議員（以下「<u>要求者</u>」という。）は、<u>要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(資格決定の要求及び付託)</p> <p>第118条 議員の被選挙権の有無又は議員が法第92条の2の規定に該当するかどうかにつき、その決定を議会に要求しようとする議員（以下<u>要求者</u>という。）は、<u>要求の理由及び証拠書類をそなえた要求書正副2通を作り、署名押印の上、議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(弁明書の提出)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(弁明書の提出)</p>
<p>第119条 議長は、要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかにつき決定を求められている議員（以下「<u>被要求者</u>」という。）にその<u>写しを送付し、期日を定めて弁明書を提出させる。ただし、期日までに提出することのできない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</u></p>	<p>第119条 議長は、要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかにつき決定を求められている議員（以下<u>被要求者</u>という。）にその<u>副本を送付し、期日を定めて弁明書を提出させる。ただし、期日までに提出することのできない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(資格決定の通知)</p> <p>第123条 <u>法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>2 <u>議長は、前項の規定により作成した通知を要求者及び被要求者に送付しなければならない。</u></p>	<p>(資格決定の通知)</p> <p>第123条 <u>議会において議員の被選挙権の有無又は議員が法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、決定書の謄本を作り、要求者及び被要求者に送付しなければならない。</u></p> <p>(新規)</p>
<p>(議場入場者の携帯品)</p> <p>第126条 <u>議場には、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用又は携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、議長にあらかじめ届け出たときは、この限りでない。</u></p>	<p>(議場入場者の携帯品)</p> <p>第126条 <u>議場には、帽子、<u>がいとう</u>、えりまき、つえ、かきの類を着用又は携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、議長の許可を受けたときは、この限りでない。</u></p>
<p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第143条 <u>議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>3 <u>前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>	<p>(配布に代わる措置)</p> <p>第143条 <u>議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書、会議録及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置であつて、議長が定めるものを講ずることをもつて、この規則の規定による配布に代えることができる。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>4 <u>第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第12条第2項、第23条、第42条第2項、第81条第2項、第86条及び第108条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>5 <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>6 <u>議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u></p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p><u>第144条</u> この規則の規定(第28条第2項(第76条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>(規則の疑義の救済)</p> <p><u>第145条</u> (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(規則の疑義の救済)</p> <p><u>第144条</u> (略)</p>